二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字中戸川谷上一二四九、一二五一、一二六一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字荻町字一ノ瀬三四九三の一、三五一二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県関市板取字大上ミ五八三六の二四、五八三六の二五、五八三六の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大上ミ五八三六の二四・五八三六の二五・五八三六の二八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市富永字猪矢洞一一五八の一・一一六一の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字宮ケ洞一一七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪矢洞一一五八の一、一一六一の一、字宮ケ洞一一七五の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町野上字米山寺浦二二一〇、二二一七から二二一九まで、二二二一の二、二二二二の一、二二二二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区山野部字蛭谷七二四の二・七二四の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市寺山字東迎谷二六の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)
三　解除の理由　放送設備用地とするため
(一)　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市寺山字東迎谷二六の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　放送設備用地とするため

○農林水産省告示第千六百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡愛川町角田字梅沢山一一〇二のへ(国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため